

## 参考資料

▶ 諸外国と比較すると、我が国では上場支配株主を有する従属上場会社が多い

国名	上場 会社数	上場支配株主を有する従属上場会社	
		支配株主50%以上保有	支配株主30%以上保有
アメリカ	5,348社	28社(0.52%)	48社(0.89%)
イギリス	1,920社	0社(0.00%)	4社(0.20%)
フランス	806社	18件(2.23%)	30社(3.72%)
ドイツ	794社	17社(2.14%)	28社(3.52%)
<b>日本</b>	<b>3,892社</b>	<b>238社(6.11%)</b>	<b>418社(10.73%)</b>

※ 平成30年度産業経済研究委託事業(経済産業政策・第四次産業革命関係調査事業費)(M&Aに関する調査)報告書を一部加工

➤ 非上場を含めると、特に大陸欧州諸国において、支配株主等を有する従属上場会社の比率が高い

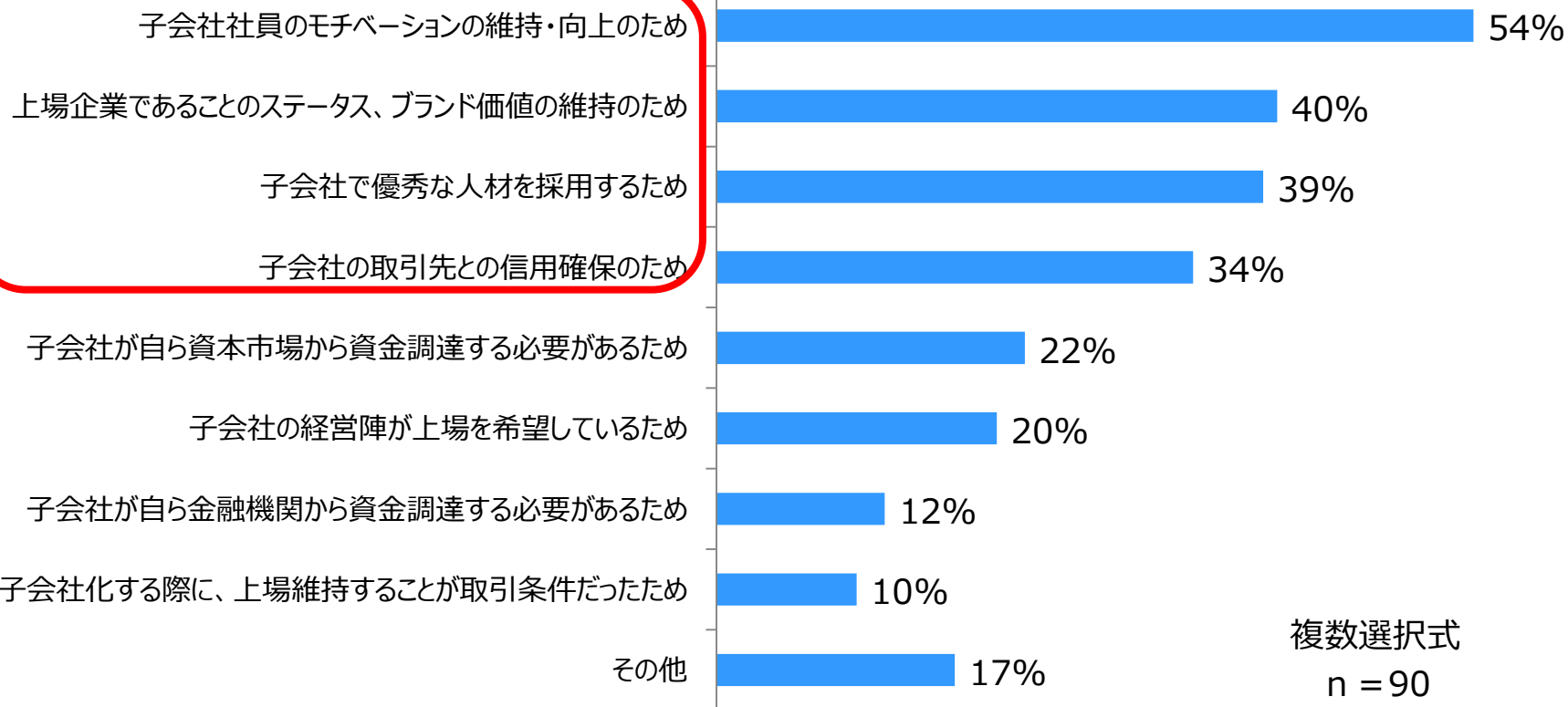
国名	調査対象	25%以上50%未満 保有する株主	50%以上 保有する株主
アメリカ	4,252社	18%	16%
カナダ	2,371社	15%	12%
イギリス	1,164社	24%	9%
ドイツ	428社	<b>30%</b>	<b>40%</b>
フランス	531社	<b>27%</b>	<b>42%</b>
イタリア	212社	<b>26%</b>	<b>59%</b>

出典：Maria Gutierrez and Maribel Saez “Strong shareholders, weak outside investors” (Dec, 2017)

※参考 日本（個人株主、非上場・上場親会社含む3,639社）の状況

- ・ 25%以上50%未満保有する株主がいる会社は、25%
- ・ 50%以上保有する株主がいる会社は、8.4%

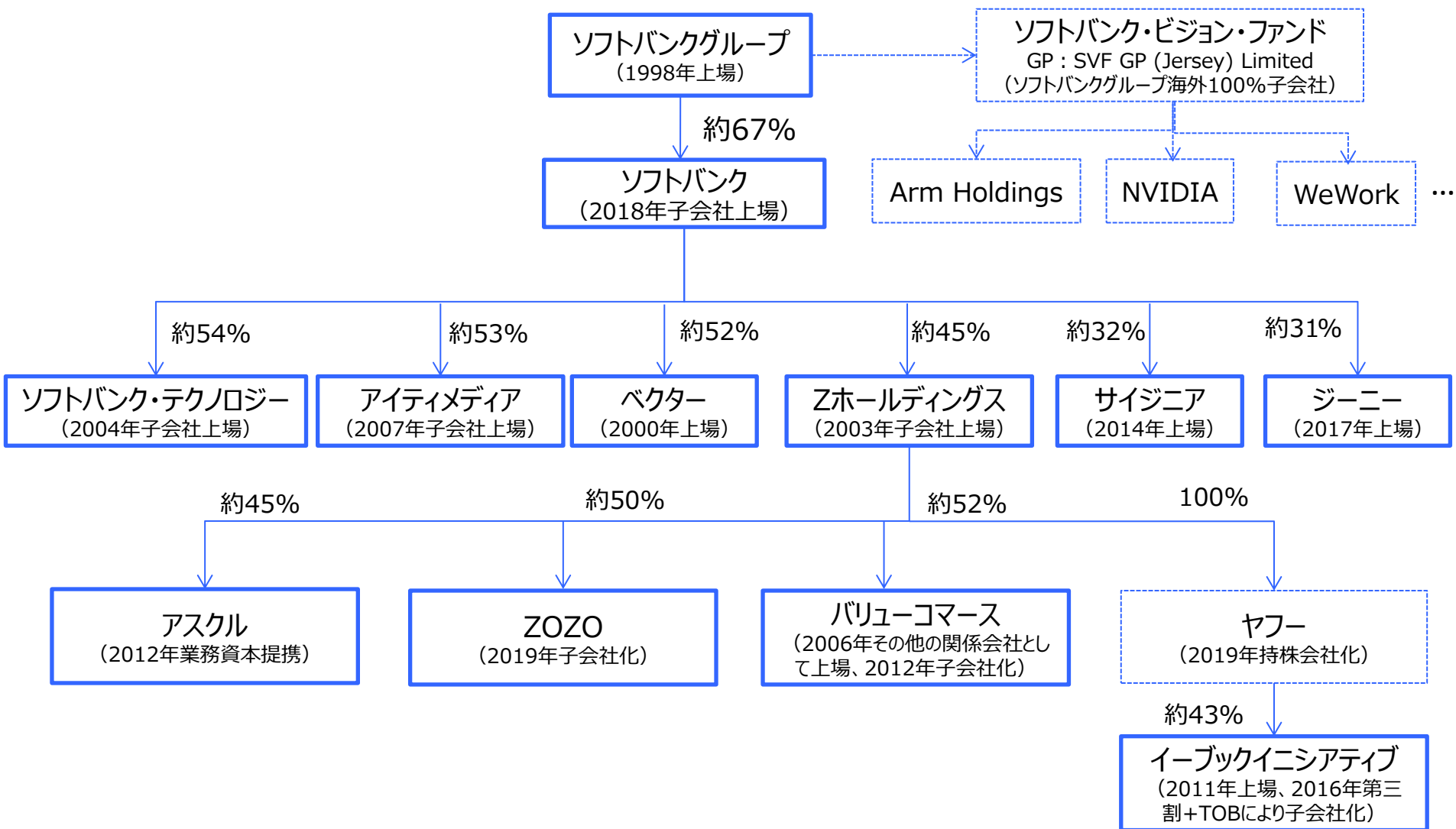
➤ 上場子会社を保有する理由として、「社員のモチベーションの向上」や「ブランド価値の維持」等を挙げる会社が多い



※ 平成30年度産業経済研究委託事業(グループ経営におけるコーポレートガバナンスに関する調査)調査報告書のデータを加工

▶ エクイティ・ファイナンスを実施する上場子会社は少数

年	公募・売出し				第三者割当増資			
	上場子会社		その他		上場子会社		その他	
	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)	件数	総額 (百万円)
2014年	8	11,853	185	1,399,307	4	1,140	126	266,676
2015年	5	55,050	164	1,336,379	4	28,150	113	484,379
2016年	3	16,571	98	551,165	2	2,161	76	483,643
2017年	6	11,990	160	2,774,460	4	3,151	121	2,427,261
2018年	5	4,738	164	957,788	4	1,649	116	715,264
2019年	5	362,429	65	806,666	4	361,712	47	279,289



▶ **独立社外取締役が3分の1未満の場合、上場子会社の経営トップの選任に反対する運用機関が多い**

会社名	基準概要	反対対象	具体的な基準
ニッセイAM	独立社外取締役 2名未満かつ3分の1未満	代表取締役	<b>親会社が存在</b> するときで、 <b>独立した社外取締役が2名以上、かつ、3分の1以上</b> の場合の <b>代表取締役の選任</b> （には賛成）
三井住友AM	独立社外取締役 3分の1未満	取締役	<b>親会社等*</b> を有する企業において、 <b>独立社外取締役</b> が取締役総員数の <b>3分の1以上</b> でない場合、 <b>取締役選任</b> に反対 * 持株比率 50%超の株主を有する企業、またはコーポレートガバナンス情報において親会社有と報告している企業
三菱UFJ国際投信	社外取締役 3分の1未満	取締役	<b>親会社等がある上場企業</b> の取締役会において、 <b>社外取締役が3分の1以上</b> いない場合は、 <b>取締役選任</b> 議案に反対する
野村AM	社外取締役3分の1未満 かつ直近のROE平均8% 未満	会長・社長等	<b>支配株主のいる会社</b> において、 <b>社外取締役の人数が取締役の人数の3分の1未満</b> であり、かつ <b>直近のROEの平均が8%未満</b> の場合は、 <b>会長・社長等の取締役再任</b> に原則として反対する
東京海上AM	独立社外取締役 2名未満かつ3分の1未満	経営トップである 取締役	<b>支配株主を有する企業</b> に対しては、取締役会の独立性を高める必要があることから、取締役会において複数かつ3分の1以上の独立社外取締役の選任を求める。 <b>独立社外取締役が複数かつ3分の1以上選任されない場合は、経営トップである取締役の選任に対して否定的に判断</b> する
アムンディ・ジャパン	独立社外取締役 3分の1未満	代表取締役及び 独立性の不十分な 社外取締役	<b>上場子会社</b> においては、 <b>独立性の十分な社外取締役の比率が3分の1未満</b> となる場合、 <b>代表取締役および独立性の不十分な社外取締役の選任</b> に反対します。
ISS	独立社外取締役 3分の1未満	経営トップである 取締役	<b>親会社や支配株主を持つ会社</b> において、株主総会後の取締役会にISSの <b>独立性基準を満たす社外取締役の割合が3分の1未満</b> の場合、 <b>経営トップである取締役</b>

➤ 上場子会社では、市場第一部の上場会社と比べ、独立社外取締役の数・比率が低い

集計対象	社数	取締役		独立社外取締役				
		平均人数	平均人数	0名	1名	2名以上	1/3以上	過半数
<u>上場子会社</u>	<u>313社</u>	<u>8.52人</u>	<u>2.0人</u>	<u>16社</u>	<u>57社</u>	<u>240社</u>	<u>47社</u>	<u>5社</u>
				<u>5.1%</u>	<u>18.2%</u>	<u>76.7%</u>	<u>15.0%</u>	<u>1.6%</u>
市場第一部	2,148社	9.1人	2.7人	7社	134社	2,007社	937社	93社
				0.3%	6.2%	93.4%	43.6%	4.3%
全上場会社	3,639社	8.3人	2.2人	191社	684社	2,764社	1,298社	128社
				5.2%	18.8%	76.0%	35.7%	3.5%



- **親会社等を有する場合、新規上場審査において、それらからの独立性を有しているか等を確認**  
※「親会社等」とは、「親会社」及び「その他の関係会社」

【上場審査等に関するガイドラインⅡ3. (3)】※一部省略

新規上場申請者が**親会社等を有している場合**には、次の a から c までに掲げる事項その他の事項から、**新規上場申請者の企業グループの経営活動が当該親会社等からの独立性を有する状況にあると認められること。**

- a 新規上場申請者の企業グループの事業内容と親会社等の企業グループの事業内容の関連性、親会社等の企業グループからの事業調整の状況及びその可能性その他の事項を踏まえ、事実上、**当該親会社等の一事業部門と認められる状況にないこと。**
- b 新規上場申請者の企業グループ又は親会社等の企業グループが、通常取引の条件と著しく異なる条件での取引等、当該親会社等又は当該新規上場申請者の企業グループの**不利益となる取引行為を強制又は誘引していないこと。**
- c 新規上場申請者の企業グループの出向者の受入れ状況が、親会社等に過度に依存しておらず、**継続的な経営活動を阻害するものでないと認められること**

【上場審査等に関するガイドラインⅡ5. (4)】※一部省略

新規上場申請者が**親会社等を有している場合**には、**当該親会社等の開示が有効であるもの**として、次の a 又は b のいずれかに該当すること。

- a 新規上場申請者の**親会社等が発行する株券等が国内の金融商品取引所に上場**されていること。
- b 新規上場申請者が、その経営に重大な影響を与える親会社等に関する事実等の**会社情報を適切に把握することができる状況**にあり、新規上場申請者が、当該会社情報のうち**新規上場申請者の経営に重大な影響を与えるものを投資者に対して適切に開示することに当該親会社等が同意することについて書面により確約**すること。

➤ 独立役員が関与しているのは、全体の約64%

意見入手先	件数	比率
<b>独立社外取締役</b>	<b><u>174件</u></b>	<b><u>34.3%</u></b>
<b>独立社外監査役</b>	<b><u>151件</u></b>	<b><u>29.8%</u></b>
第三者委員会	115件	22.7%
弁護士又は公認会計士	21件	4.1%
外部算定機関	15件	3.0%
その他 (利害関係のない取締役等)	31件	6.1%

- **支配株主を有する会社**に対し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、**支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針**についての記載を要請

**【コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針】※一部省略**

**支配株主を有する会社**は、以下に掲げる者と取引を行う場合における、**少数株主保護の方策に関する指針**を具体的に記載してください。

- ① 親会社、② 支配株主（親会社を除く）、③ ②の近親者、
- ④ ②及び③が、議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等及び当該会社等の子会社

※ **少数株主保護の方策に関する指針**については、**支配株主がその影響力を利用して、支配株主**又は上記③④を利する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用等について具体的に記載してください。

※ 指針において対象とする支配株主との取引等の水準については、基本的には支配株主との取引等の全てを念頭に置くことが望まれますが、各社の規模や体制によってはその影響度合いが異なることも想定されますので、少数株主に一定程度影響を及ぼしうる規模の支配株主との取引等に限定する趣旨から、各社にとって適切と判断する具体的な取引の水準を指針に反映することも考えられます。この場合には、当該水準を適切と判断した理由も併せて記載してください。

※ なお、記載された指針に定める方策の履行状況については、支配株主等に関する事項の開示(上場規程第411条、同施行規則第412条)の一部として、事業年度経過後3か月以内に開示することが求められますので注意してください。

➤ 支配株主との取引に際して取締役会において審議するものや、原価や市場価格を参考に取引条件を設定しているものが多い

➤ **日立金属のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月28日付）**

当社は、製品販売、資材等調達取引に関しては、親会社との取引に限らず、これらの取引一般に係る業務の適正を確保することを目的として取引条件の決定等に係る内部手続を定めた規則を制定しており、この規則に基づき取引を行っております。また、親会社と少数株主の利益が実質的に相反するおそれのある親会社との取引等を行う必要が生じたときは、取締役会に付議し、慎重な審議のうえ、これを決定することとしております。

➤ **日産車体のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月27日付）**

親会社との自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉のうえ決定している。また、交渉の経緯と内容について、取締役会で確認している。

また、独立役員である社外取締役を2名、社外監査役を1名選任し、少数株主の保護を制度的にも担保している。

➤ **伊藤忠食品のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月20日付）**

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社との取引につきましては、主に当社の販売する商品の仕入れがありますが、商品の仕入れについての価格等の取引条件は、市場の実勢を参考に協議のうえ決定しております。

➤ **イオン北海道のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月20日付）**

①商品の仕入れは、大量一括購入により価格交渉力を高め、競合他社と比較し有利な価格で当該グループ会社より購入しているものであります。

②店舗賃借に関する条件は、一般取引条件と同様に近隣相場を参考にして交渉のうえ、決定しています。

③取引条件については、一般取引条件と同様に交渉のうえ決定しています。

以上のように株主保護に努めています。

- 親会社又は上場子会社を有する会社に対し、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において、当該関係を踏まえたコーポレート・ガバナンスに対する考え方等についての記載を要請

**【コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領 I 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情】**※一部省略

親会社や上場子会社を有する場合においてはその事実及び当該関係を踏まえたコーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）について記載してください。例えば、当該会社が、①親会社を有している場合には当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等について、②上場子会社を有している場合には当該子会社の独立性に関する考え方・施策等について、記載することが望まれます。

**▶ 伊藤忠商事のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年11月8日付）**

当社は上場子会社として伊藤忠テクノソリューションズ(株)、伊藤忠エネクス(株)、伊藤忠食品(株)、コネクシオ(株)、タキロンシーアイ(株)及び(株)ファミリーマートを有しております。当社はこれらの上場子会社の独立性を尊重し、かつ株主平等の原則から反するような行為は行いません。

特に、当社と当該上場子会社の一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、当該上場子会社としての独立した意思決定を担保するために、当該上場子会社に対して、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制の構築を促すものとします。なお、グループ全体の企業価値の向上のため、当社は親会社・大株主として当該上場子会社の法令遵守体制・状況につき、常に十分な注意を払い、必要に応じてコンプライアンスに関わる一定の事項や、内部統制システムの構築等について助言・支援を適宜行っております。

当社は、当社グループにおける上場子会社につき、上場子会社として維持することの合理的理由及び当該上場子会社のガバナンス体制の実効性につき説明責任を果たしていきます。

**▶ 伊藤忠テクノソリューションズのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年10月9日付）**

当社の親会社である伊藤忠商事株式会社は、当社議決権の58.26%を有しており、当社は同社の連結子会社となっております。当社は、情報産業分野において親会社と相互に有する強みを活かして、グループ全体の企業価値の向上に努めております。

親会社との経営情報およびノウハウの共有等を目的として、親会社の従業員（1名）が当社の取締役役に就任しておりますが、親会社との人的交流、営業情報の活用等の営業活動での連携強化を図る一方、事業運営に際しては、あくまでも自主性・自律性を維持強化しつつ業績拡大を目指すことにより、その独立性を保持しております。

**▶ GMOインターネットのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年4月8日付）**

（「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情」についての記載なし）

**▶ GMOペイメントゲートウェイのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年1月8日付）**

当社グループの事業展開にあたっては、親会社等の指示や承認に基づいてこれを行うのではなく、一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員及び過半数を占める専任役員を中心とする経営陣の判断のもと、独自に意思決定して実行しております。

➤ **三菱商事のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月21日付）**

三菱商事は、上場子会社として、(株) ローソン（東証第一部上場、コンビニエンスストア「ローソン」のフランチャイズシステム及び直営填補の運営）、三菱食品（株）（東証第一部上場、食品卸売業）、中央化学（株）（JASDAQ上場、プラスチックを主原料とした食品包装容器の製造販売）、(株) 日本ケアサプライ（東証第二部上場、福祉用具のレンタル卸・販売）、日東富士製粉（株）（東証第一部上場、製粉業）、及び日本食品化工（株）（東証第二部上場、コーンスターチ及び同加工品製造）を有しています。三菱商事は、当該子会社の独立性を尊重し企業価値増大を期待するとともに、三菱商事グループ全体の価値向上のため、経営理念や経営戦略の共有など連結経営の最適化に努めています。

➤ **三菱食品のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月25日付）**

当社の親会社である三菱商事株式会社は、当社の議決権の62.0%（間接所有を含む）を有しております。当社は、原料から製造、小売に至る全ての領域に幅広く展開する三菱商事グループの総合力も活用し、当社及び当社グループの企業価値の向上に努めております。また、当社の経営・事業活動にあたっては、当社独自の意思決定に基づき行っており、特に重要事項については、複数の独立社外取締役も含む取締役会で独自に意思決定しており独立性は確保されています。当社が三菱商事株式会社との間で商品の仕入等の取引がありますが、一般の取引と同様に価格その他の取引条件を市場の実勢を参考に折衝の上決定していることから、当社の取締役会は、当社の利益が害されないと判断しております。また、当社の取締役10名の内1名は同社の執行役員、監査役4名の内1名は同社の従業員です。

➤ **ソフトバンクグループのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月25日付）**

ソフトバンクグループ（株）は上場子会社の経営の独立性を尊重しており、各社は前述の「ソフトバンクグループ憲章」、「ソフトバンクグループグループ会社管理規程」、「ソフトバンクグループ行動規範」および「ソフトバンクグループCSR基本方針」に則りながらも、独自の意思決定・経営判断に基づき事業展開を行っています。

➤ **ソフトバンクのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年11月1日付）**

当社は、ソフトバンクグループ（株）および同社の子会社のソフトバンクグループジャパン（株）を親会社として有しています。

当社は、上場に向けて、親会社の承認事項・事前報告事項の撤廃、役員・従業員の兼任等の人的関係の低減、親会社からの資金の借入・債務保証の解消等、親会社からの独立性を担保するための施策を行ってまいりました。

これにより、親会社からの関与を最小化し、当社として独立した事業運営を行うことができる体制を構築することができています。

➤ **日産のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年7月25日付）**

日産車体株式会社は、当社が同社発行済株式の総数の43.1%の株式を保有する上場子会社である。当社は、同社とは緊密な関係を保ちつつも、事業活動等については同社の独立性を尊重している。

➤ **日産車体のコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年6月27日付）**

親会社である日産自動車株式会社は、当社議決権の50.01%を所有している。また当社は親会社に対する売上比率が99.7%と高く、当社の業績は親会社の自動車の販売動向に大きく依存する状況にある。当社は、親会社の経営方針を勘案し、各事業年度の収益や品質等の計画を立案して実行している。親会社との自動車の取引価格については、総原価を勘案して交渉のうえ決定している。また、交渉の経緯と内容について、取締役会で確認している。当社は親会社及びそのグループ企業と緊密な協力関係を保って事業活動を行っているが、親会社からの一定の独立性が確保されていると考えている。

➤ **イオンのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年9月25日付）**

- ・当社は、国内外において上場子会社を有しています。
- ・グループ会社の経営の自主性・独自性を保持しつつ、事業別・機能別改革委員会等において経営計画を審議するとともに、グループ本社として本社各部門が業務指導を行うことで、一体的なグループ経営を進めています。

➤ **ウエルシアホールディングスのコーポレート・ガバナンスに関する報告書（2019年5月31日付）**

当社は、イオン株式会社の連結子会社ではありますが、自らの経営方針に基づいた事業運営を行っており、イオン株式会社による事業上の制約は特になく、上場会社として親会社からの独立性は十分に確保されていると考えております。



## アスクル株式会社による「ヤフー株式会社との業務・資本提携及び第三者割当により発行される株式の募集並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」（2012年4月27日）（※抜粋）

### 2. 業務・資本提携の内容等

#### (1) 業務提携の内容

当社及びヤフー株式会社は、それぞれの企業価値の最大化を実現すべく、それぞれが BtoC 事業及び BtoB 事業に関して有する集客能力、顧客、仕入元、決済システム、インターネットサービスに係るシステム及びデザイン技術、物流・配送設備及び物流・配送のオペレーション能力、並びに、それらに関するノウハウ、人材その他のリソースを相互に提供し合い、インターネット上の BtoC 事業を対象とした新たな E コマースビジネスにおいて、日本の消費者に新たな価値を提供するとともに、事業者に効率的な仕組みの提供を通じた事業強化の機会を提供し、本業務提携開始後 2 年以内に当該新たなビジネスの分野で圧倒的ナンバー 1 となることを目標として両者間の業務提携（以下「本業務提携」といいます。）を行う旨を合意しております。そして、本業務提携における重要な事項について協議・検討を行うための組織として、当社の代表取締役である岩田彰一郎氏とヤフー株式会社の CEO である宮坂学氏が参加するステアリングコミティを設置するものとしております。

また、当社は、本第三者割当に係る払込み後、当社の株主総会での承認が得られることを条件として、ヤフー株式会社の指名する者 2 名（常勤取締役 1 名、非常勤取締役 1 名）を当社の取締役として受け入れるものとします。当社は、本第三者割当に係る払込期日後最初に招集される当社の定時株主総会において、ヤフー株式会社の指名する者 2 名を当社の取締役として選任する旨の議案を上程するものとし、その承認が得られるように努力するものとします。当該取締役が任期満了その他の理由で退任する場合も同様とします。ヤフー株式会社の指名する取締役の役割及び報酬その他の条件は、別途ヤフー株式会社と当社間で定めるところによります。

#### (2) 資本提携の内容

当社は、本第三者割当によりヤフー株式会社を割当先として当社の普通株式 23,028,600 株（本第三者割当後の所有議決権割合 42.60%、発行済株式総数に対する割合 42.47%）を発行する予定であり、ヤフー株式会社は、本業務資本提携を推進するため、本第三者割当により発行される新株式を全て引き受けます（本第三者割当の詳細は下記の「II 第三者割当により発行される株式の募集に関するお知らせ」をご参照ください。）。本第三者割当によりヤフー株式会社は当社のその他の関係会社となります。当社及びヤフー株式会社は、それぞれが独立した上場会社として事業運営の独立性を維持して経営していることを尊重しつつ、当該目標の達成を最優先の課題として認識し、最適な事業運営体制を整えるために、将来の両社の資本関係のあり方等についてもあらゆる可能性を否定せず、真摯に検討を行うものとしております。

その他、当社は、本第三者割当に係る払込期日以降、議決権希薄化行為（注）を行おうとする場合には、ヤフー株式会社に対して、議決権希薄化行為を行う旨及びその条件を書面にて通知した上で、議決権希薄化行為の直前の時点におけるヤフー株式会社の当社の株式に係る議決権割合を維持するために必要なあらゆる措置を適時かつ適切に講じるものとします。加えて、当社は、当社の新株予約権その他の潜在株式の行使又は株式への転換（以下「新株予約権行使等」といいます。）により、当該新株予約権行使等の直後の時点におけるヤフー株式会社の当社株式に係る議決権割合が、①本第三者割当に係る払込期日後の時点におけるヤフー株式会社及びその子会社の当社株式に係る議決権割合よりも 100 分の 1 以上低下し、かつ、②直前に上記措置を講じた時点におけるヤフー株式会社及びその子会社の当社の株式に係る議決権割合よりも 100 分の 1 以上低下した場合には、ヤフー株式会社に対して、その旨を書面にて通知した上で、本第三者割当に係る払込期日後の時点におけるヤフー株式会社及びその子会社の当社株式に係る議決権割合を回復又は維持するために必要なあらゆる措置を講じるものとします。

（注）当社の株式の議決権の希薄化が生じる可能性のある一切の行為（募集株式の発行、自己株式の処分、株式の発行を伴う組織再編等、議決権の希薄化が現に生じる行為のほか、新株予約権、議決権のある株式に転換可能な種類株式その他の潜在株式の発行等、将来議決権の希薄化が生じる可能性のある行為を含みます。但し、既に発行済の新株予約権の行使による当社の株式の発行若しくはそれに伴う自己株式の交付、又は、当社の単元未満株式を有する株主から、会社法第 194 条第 1 項及び当社の定款第 10 条に基づく単元未満株式の売渡請求がなされた場合において、当社がその保有する自己株式を当該株主に売り渡す行為を除きます。）を指します。

## 2015年12月15日付日産自動車の開示資料

## 2015年12月11日付ルノーの開示資料抜粋

2015年12月15日

日産、ルノーとのアライアンスを強化

日産自動車株式会社(本社:神奈川県横浜市西区、社長:カルロス・ゴーン)は、11日ルノーの持ち株および議決権に関して議論されたルノーの取締役会を受けて、以下の通り副会長兼チーフ・コンペティティブ・オフィサー(CCO)の西川廣人の声明を発表しました。

「日産、ルノー、そしてフランス政府が、当社の経営の自主性を担保し、アライアンスの将来を守る結論に達したことを嬉しく思います。いかなる経営判断においても、我々は両社及びそれぞれの従業員、株主、そして地域社会の長期的な利益を最優先に考えています。今回もそれを成し遂げたと信じており、この結果をたいへん嬉しく思っています。」

今回の合意は下記条件により、将来にわたりアライアンスの成功を担保します。

- ルノーにおけるフランス政府の二倍の議決権は2016年4月1日付で維持される。また、フランス政府とルノーとの間で締結される契約により、ルノーはフランス政府の議決権を17.9%に制限するが、株主総会において通常より高い定数となった場合には最大で20%まで拡大される。
- 日産はルノーの議決権を有しない。
- 日産は、同社の経営判断に対してルノーによる不当な干渉を受けた場合、ルノーへの出資を引き上げる権利を有する。

さらに西川は次のように語りました。「本件については、日本政府、日産の従業員、パートナー、そしてルノーの従業員と経営陣の皆様の力強いご支援をいただきました。厚くお礼申し上げます。ルノーと日産の信頼関係は、ゴーンCEOの力強いリーダーシップにより築き上げられたことは言うまでもありませんが、さらに将来に向けて一歩前進したともいえるでしょう。当社の、アライアンスに対する強い決意に、揺るぎはありません。今回の合意は、当社の利益にとって最善の内容であると固く信じております。今日の決定で日産とアライアンスは次の段階に進んでいきます。」

以上

PRESS RELEASE 2015/12/11

**RENAULT BOARD APPROVES ALLIANCE STABILITY COVENANT BETWEEN RENAULT AND NISSAN**

As early as 16th April 2015, the Renault Board of Directors unanimously reiterated that the sustainability, success and resilience of the Alliance since its very inception in 1999 were based on a balance of shares held by Renault and Nissan.

Since then, talks between the two long-term shareholders of Renault, Nissan and the French government, have resulted in a sound agreement that will ensure the Alliance's stability and promote its future growth.

Renault's Board of Directors has approved today a Stability Covenant based on three points:

1. The principle of the French government's double voting rights within Renault to be maintained as of 1<sup>st</sup> April 2016, and a contract between the French government and Renault caps the French government's voting rights at 17.9%, up to 20% in case of an unusually high quorum at the shareholders general meeting;
2. No enfranchisement of Nissan shares in Renault;
3. A contract between Renault and Nissan providing for non-interference in Nissan's governance by Renault.

The French government's voting rights are to be capped on all decisions to be voted by the Ordinary Annual General Meeting except those on dividends, the appointment and dismissal of French government representatives on the Board, disposal of more than 50% of Renault's assets and interested party transactions not approved by French government representatives on the Renault Board.

The cap shall not apply in exceptional circumstances such as changes to or the termination of RAMA (Restated Alliance Master Agreement), the enfranchisement of Nissan shares in Renault, a takeover bid of Renault and the passing by any shareholder, including Nissan, of the 15% threshold either in shareholding or in voting rights.

Renault's non-interference in Nissan's governance shall include Nissan shareholders' decisions on the appointment, dismissal and compensation of Nissan Board members and motions from a shareholder not approved by Nissan's Board.

Renault's Board of Directors has welcomed this agreement as an essential confidence-building step that will enable the Alliance teams to strive for a top-3 ranking among global automotive manufacturers in the years to come.

At the conclusion of a fruitful debate, the Board of Directors of Renault unanimously renewed its confidence in the Chairman and CEO, Carlos Ghosn.

Renault Press  
Tél.: +331 76 84 63 36  
[renault.media@renault.com](mailto:renault.media@renault.com)

Web sites: [www.media.renault.com](http://www.media.renault.com) - [www.group.renault.com](http://www.group.renault.com)

Follow us on Twitter: @Groupe\_Renault

- 新規上場時は、親会社・その他関係会社を有する会社に対して、それらからの独立性を審査
- 新規上場後は、親会社を有する会社に対して、開示規制・手続規制を規定

## ■ 子会社の少数株主利益の保護のため、上場ルールで以下の対応を実施

### （新規上場申請時）

- ✓ **親会社・その他の関係会社からの独立性を審査**（ガバナンス体制の適切性、グループ間取引の妥当性等）

### （新規上場後） ※上場後に上場子会社となる場合も含む

#### ✓ **開示規制・手続規制**

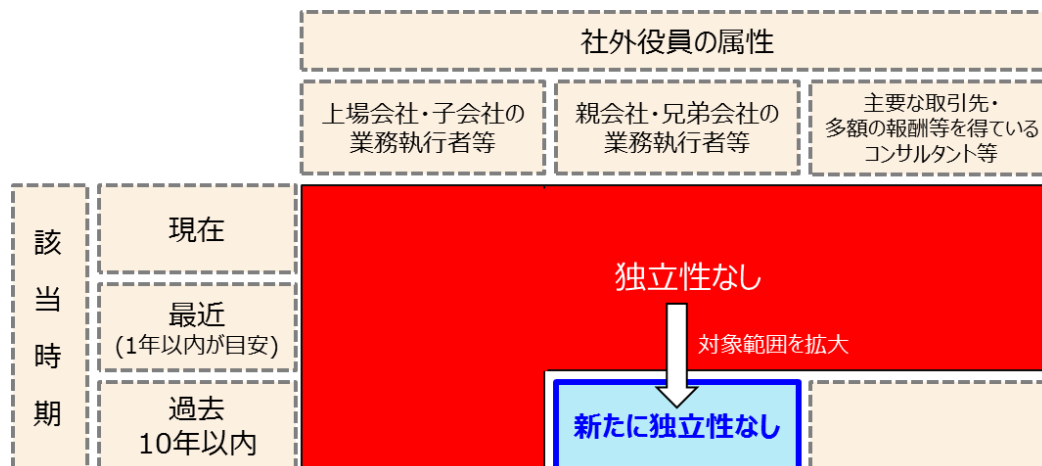
- （支配株主と重要な取引を行う場合）利害関係を有しない者による少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手
- 支配株主と取引を行う際における少数株主保護の方策に関する指針やその履行状況等の開示
- （CG報告書において）親子上場の関係を踏まえたコーポレート・ガバナンスに対する考え方（方針）の開示

※ また、**上場会社一般**に対して、**一般株主利益の保護のため独立役員\***の選任を義務付け

\* 一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役

## （1）独立役員の独立性基準の見直し

- 独立役員の独立性に係る判断基準に、「過去10年以内に親会社又は兄弟会社に所属していた者でない」旨を追加



## （2）親会社のグループ経営の考え方等の開示充実

- 上場子会社を有する上場会社に対して、
  - ✓ グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義 及び
  - ✓ 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策や関連する契約について、CG報告書における開示充実を促す
- 親会社を有する上場子会社に対して、
  - ✓ 親会社におけるグループ経営に関する考え方等や関連する契約について、CG報告書における開示を促す

## ■ 上場制度整備懇談会における議論（2006年）

- ✓ 子会社上場には、子会社による独自の資金調達力が高まること等を通じて子会社の持続的な成長に寄与する、新たな投資物件が市場に提供されるなど、国民経済的な意義あり
- ✓ 一方で、親会社と少数株主の間には潜在的な利益相反の関係があるため、子会社の（少数）株主の権利を損なう企業行動がとられるおそれあり
- 子会社上場は、多くの市場関係者にとって**必ずしも望ましい資本政策とはいえない**が、
  - 子会社上場銘柄についてはその旨が周知され、投資者はそれを踏まえた投資判断ができること
  - 仮に子会社上場そのものを禁止すると、スピノフの前段階としての子会社上場（いわゆるエクイティカーブアウト）のような明らかに問題のない手法までが制限されてしまうこと
  - 国際的にみても子会社上場が制限・禁止されている例はないこと等を踏まえると、証券取引所の上場制度として**子会社上場を禁止するというのは適切ではない**
- ⇒ ただし、投資者及び子会社上場を検討する会社の注意を促す観点から、**子会社上場は必ずしも推奨されるものではないという基本的なスタンスを東証として明示**すべき
- ⇒ また、子会社上場については、**新規上場審査における独立性確保の確認だけでなく、既上場会社が親会社を有することとなった場合の対応**や、継続的な利益相反による弊害の防止措置、親会社を有していることに伴うリスクの投資者への周知に向けた施策を強化すべき



- **親会社を有する会社の上場に対する考え方の公表**（2007年） ※次頁参照
- **支配株主との取引に係る開示の充実**（2008年）
- **支配株主との取引に係る手続規制**（2010年）
  - ✓ 支配株主との取引を行う場合は利害関係を有しない者からの入手等を義務付け

# 親会社を有する会社の上場に対する考え方について（2007年公表）

東証上場第11号  
平成19年6月25日

上場会社代表者 各位

株式会社東京証券取引所  
代表取締役社長 斉藤 惇

## 親会社を有する会社の上場に対する当取引所の考え方について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当取引所の市場運営にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当取引所は、平成19年4月24日に当取引所が公表した「上場制度総合整備プログラム2007」の実行計画に基づき、親会社を有する会社の上場（以下「子会社上場」といいます。）に対する当取引所の考え方を下記のとおりとまとめましたので、ご通知申し上げます。

敬具

## 記

子会社上場は、子会社による独自の資金調達力が高まること等を通じて子会社の持続的な成長の実現に寄与する、新たな投資物件が投資者に対して提供されるなど、国民経済上の意義があります。現に、これまでの子会社上場の事例のなかにも、優良な投資物件として投資者から高い評価を受けている会社がいくつもあります。

その一方で、子会社上場には独自の弊害があることが指摘されています。例えば、親会社と子会社の他の株主の間には潜在的な利益相反の関係があると考えられますので、親会社により不利な事業調整や不利な条件による取引等を強いられる、資金需要のある親会社が子会社から調達資金を吸い上げる、上場後短時間で非公開化するなど、子会社の株主の権利や利益を損なう企業行動がとられるおそれが指摘されています。

親会社にとっても、自身の短期的な単体決算対策のための子会社上場や、上場している親会社が企業グループの中核事業を担う子会社を上場させて新規公開に伴う利得を二重に得ようとする事例など、その目的に関して安易であると

いう批判を受けるケースが見受けられます。また、本格的な連結経営が求められる昨今の経営環境においては、企業グループ内の会社が親会社以外の株主に対して責任を負うこととなる子会社上場は、一体的な連結経営を行ううえで必ずしも望ましいこととはいえません。

このように、子会社上場は、その国民経済上の意義及び投資者に多様な投資物件を提供するという証券取引所に期待される役割に照らして、一律的に禁止するのは適当ではない反面、投資者をはじめ多くの市場関係者にとっては必ずしも望ましい資本政策とは言いきれないと考えます。

したがって、新規上場を目指す子会社及びその親会社におかれましては、上記のような子会社上場の特性を十分に考慮のうえでその方針を決定していただくとともに、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

また、親会社を有する上場会社の皆様におかれましても、上記のような子会社上場の特性を十分に考慮のうえ、株主の権利や利益への一層の配慮、投資者をはじめとする市場関係者に対する積極的なアカウンタビリティの遂行に努めていただくことが望ましいと考えます。

以上

※ 「上場制度総合整備プログラム2007」の実行計画で、子会社上場の考え方に関連する部分は以下のとおりです。当該プログラムの詳細につきましては、当取引所のホームページ (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2007program.pdf>) をご参照ください。

- 親会社等を有する上場会社への対応（第一次実施事項）
- 親会社を有する会社の上場に関する東証の考え方を公表する。
    - ・親会社を有する会社の上場は、上場制度として禁止するのは適切ではない。
    - ・しかしながら、(新規上場時から親会社を有する場合であっても、企業再編等を通じて上場後に親会社を有することになる場合であっても) 少数株主との利益相反のおそれなどの内在する弊害や問題点があること、昨今の経営環境においては上場会社には本格的な連結経営が求められていることを踏まえれば、投資者をはじめ多くの市場関係者にとって必ずしも望ましい資本政策とは言いきれない。
    - ・上記の認識を「新規上場の手引き」、「会社情報適時開示ガイドブック」や東証のホームページ等に掲載し、関係者への周知を図る。

時 期	内 容	備 考
1990年 まで	なし ○親会社は東証上場会社に限定（運用）	子会上場に関する制度は特段設けず。 ・情報を公開しない親会社が、子会社だけを上場させて親会社のための資金を「代理調達」させることを防止。
1990年	子会上場ルールの策定 ○親会社は東証上場会社に限定（規則化） ○独立性について形式要件（※）を規定 （※）常勤役員の兼任がないこと、親会社からの出向がないこと、資産の賃貸借取引がないこと など	子会上場の増加に伴い、抑制するスタンス。 ・平成2年までの考え方を踏襲。 ・親会社と子会社株主の間の「利益相反」の問題に対して、少数株主保護を図るために必要な要件を規定。
1996年	子会上場ルールの改正 ○親会社を法定の継続開示会社にも拡大 ○独立性について形式要件を撤廃	新規上場の低迷や子会上場のニーズの高まりに伴い、優良な子会上場であれば促進するスタンス。 ・上場会社同等に情報を公開していれば足りることに。 ・形式的には判断せずに、個別の企業の実態に即して独立性を確認することに。
2007年	<b>子会上場への考え方の表明（現行） （上場制度整備懇談会）</b> ○支配株主との取引に係る開示の充実（2008年） ○支配株主による権限濫用防止措置（2010年）	子会上場は必ずしも推奨されるものではないという考え方を表明。また、「利益相反」の問題に対して、少数株主保護のための施策を上場後にも拡大。 ・少数株主保護の方策に関する指針や取引内容等の開示義務付け ・支配株主との取引を行う場合は第三者の意見の入手等を義務付け

# 日本における子会社の少数株主保護に係るルール等の現状

- ⇒ 法令による規制は、独立性要件は緩やか、親子会社間取引及び親会社に関する開示は事後開示
- ⇒ 上場規則では、独立性要件を加重した上で、事前の手続規制・開示規制を規定
- ⇒ 経産省による指針は、取引所規則を基にベストプラクティスとして更に充実した対応を促す

		法令	上場規則	経産省指針
適用対象		親会社を有する会社 50%超又は40%以上+実質支配力	親会社を有する会社 50%超又は40%以上+実質支配力	<b>親会社を有する会社</b> 実質的に当該会社を支配していると考えられる会社を有している場合には指針の趣旨を踏まえることを期待(6.1.1)
独立社外取締役	選任	—	—	<b>独立社外取締役比率3分の1以上や過半数</b> (6.3.4)
	独立性	親会社取締役等× 社外性要件(会§2⑮)	過去10年以内の親会社取締役等× 独立性要件(上管GLⅢ5(3)の2)	<b>過去10年以内の親会社取締役等×</b> 独立社外取締役に対する選解任権限を行使するに当たっては、上場子会社のガバナンス確保に十分配慮すべき(6.3.3)
親子会社間取引		<b>事業報告</b> (会施§118⑤等) ・少数株主保護に係る留意事項 ・取締役会の判断及びその理由 また、それらについての監査役の見解を監査報告に記載	<b>利害関係を有しない者による少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手</b> (本則§441の2)	<b>独立社外取締役を中心とした委員会での審議・検討</b> (6.3.4)
情報開示		<b>親会社等状況報告書</b> 名称、株式等の状況、計算書類等(金商§25)	<b>支配株主等に関する事項の開示</b> 少数株主保護に関する指針等(本則§411) <b>親会社からの独立性確保に関する考え方・施策等の開示</b> (CG報告書)	<b>親会社における開示</b> (6.2.1) 上場子会社として維持することの合理的理由、上場子会社のガバナンス体制の実効性確保 <b>子会社における開示</b> (6.3.5)



# 子会社の少数株主保護に関するルールの国際比較

- ✓ **米国**は、判例法上の支配株主の信認義務を基にした事後的な損害賠償による保護が中心
- ✓ **英国・香港**は、ガバナンス体制の構築や事前の手続規制による保護が中心
- ⇒ **日本**は、事前の手続規制による保護が中心だが、**英国・香港**と比べると規制が緩やか

	上場規則における支配株主の定義	上場子会社におけるガバナンス体制	上場規則による手続規制 (親子会社間取引)	損害賠償責任等
米国	直接又は間接に議決権 <b>50%超</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>ガバナンス体制の多くが免除*</b></li> <li>*独立社外取締役過半数、指名委員会・報酬委員会設置等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者との取引に関して監査委員会等による事後審査と評価が必要</li> <li>*会社は、会社と株主の利益に資するか、関係継続するかを判断する義務あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>支配株主※の少数株主に対する信認義務</b>により、支配株主との取引により会社に損害が発生した場合は<b>支配株主は会社に対して賠償責任を負う(判例法)</b></li> <li>※支配株主とは、会社に対して支配力を行使できる株主であり、保有株式比率や取締役会メンバーとの関係、取引条件に影響を及ぼした程度等をもとに取引毎に判断される</li> </ul>
英国	直接又は間接に議決権 <b>30%以上</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定款の定めとして独立取締役の選任に、<b>Majority of Minorityを要求</b>（上場後に支配株主が生じた場合には、次の株主総会まで）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引に関して<b>独立当事者間取引基準で行う旨等の契約締結が必要</b>（上場後に支配株主が生じた場合には6ヶ月以内に締結）</li> </ul>	—
香港	直接又は間接に議決権 <b>30%以上</b>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関連当事者との取引に関して<b>利害関係を有しない株主の事前承認</b>と事後的な情報開示や独立取締役による事後審査が必要</li> </ul>	—
日本	直接又は間接に議決権 <b>50%超</b>	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支配株主との取引に関して<b>利害関係を有しない者による少数株主にとって不利益でないことに関する意見の入手</b>が必要</li> </ul>	—

# 上場子会社を有する主な上場会社（上位5社）

会社名 (銘柄コード)	上場 子会社数	主な上場子会社
イオン (8267)	18	ウェルシアHD（3141、小売業）、イオン北海道（7515、小売業）、イオンフィナンシャル（8570、その他金融業）、イオンモール（8905、不動産業）等
RIZAPグループ (2928、札証銘柄)	9	イデアインターナショナル（3140、卸売業）、ジーンズメイト（7448、小売業）、MRKHD（9980、小売業）等
GMOインターネット (9449)	8	GMOペイメントゲートウェイ（3769、情報通信業）、GMOクラウド（3788、情報通信業）、GMOフィナンシャルHD（7177、証券、商品先物取引業）等
伊藤忠商事 (8001)	7	プリマハム（2281、食料品）、ファミリーマート（8028、小売業）、伊藤忠エネクス（8133、卸売業）等
三菱商事 (8058)	6	日東富士製粉（2003、食料品）、ローソン（2651、小売業）、三菱食品（7451、卸売業）

※ コーポレート・ガバナンス情報サービスより作成、2019年12月末日現在

銘柄コード	会社名	市場区分	上場日	業種	親会社の名称
9414	日本BS放送	市場第二部	2014/3/12	情報・通信業	ビックカメラ
6810	日立マクセル	市場第一部	2014/3/18	電気機器	日立製作所
7182	ゆうちょ銀行	市場第一部	2015/11/4	銀行業	日本郵政
7181	かんぽ生命保険	市場第一部	2015/11/4	保険業	日本郵政
3938	LINE	市場第一部	2016/7/15	情報・通信業	NAVER（韓国上場）
3564	LIXILビバ	市場第一部	2017/4/12	小売業	LIXILグループ
4423	アルテリア・ネットワークス	市場第一部	2018/12/12	情報・通信業	丸紅
9434	ソフトバンク	市場第一部	2018/12/19	情報・通信業	ソフトバンクグループ
4479	マクアケ	マザーズ	2019/12/11	情報・通信業	サイバーエージェント
4483	JMDC	マザーズ	2019/12/16	情報・通信業	ノーリツ鋼機
2980	SREホールディングス	マザーズ	2019/12/19	不動産業	ソニー

# 最近の主な既上場会社の子会社化事例

銘柄コード	会社名	上場日	業種	市場区分	実施時期	親会社の名称
7961	兼松サステック	1949/5/16	その他製品	市場第一部	2014年	兼松
7774	ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング	2007/12/21	精密機器	JQ-G	2014年	富士フイルムHD
2678	アスクル	2000/11/21	小売業	市場第一部	2015年	ヤフー
3658	イーブックイニシアティブ	2011/10/28	情報・通信業	市場第一部	2016年	ヤフー
4080	田中化学研究所	2013/7/16	化学	JQ-S	2016年	住友化学
6807	日本航空電子工業	1973/4/2	電気機器	市場第一部	2017年	日本電気株式会社 ※もともと子会社、2004年に一部売却
2651	ローソン	2000/7/26	小売業	市場第一部	2017年	三菱商事
2669	カネ美食品	2013/7/16	小売業	JQ-S	2017年	ユニー・ファミリーマートHD
3344	ワンダーコーポレーション	2004/10/13	小売業	JQ-S	2018年	RIZAPグループ（札証上場）
8028	ユニー・ファミリーマートHD	1987/12/7	小売業	市場第一部	2018年	伊藤忠商事
3622	ネットイヤー	2008/03/06	情報・通信業	マザーズ	2019年	NTTデータ
8186	大塚家具	1980/6/18	小売業	JQ-S	2019年	ヤマダ電機

# 最近の主な従属会社（子会社を除く）の上場事例

銘柄コード	会社名	上場日	市場区分	業種	保有割合	支配的な株主
6810	日立マクセル	2014/3/18	市場第一部	電気機器	32%	日立製作所
6740	ジャパンディスプレイ	2014/3/19	市場第一部	電気機器	36%	産業革新機構（非上場）
3445	RS TECHNOLOGIES	2015/3/24	マザーズ	金属製品	44%	R.S.TECH HONG KONG LTD（非上場）
3541	農業総合研究所	2016/6/16	マザーズ	卸売業	34%	プランティー（非上場）
3964	オークネット	2017/3/29	市場第一部	情報・通信業	42%	フレックスコーポレーション（非上場）
3992	ニーズウェル	2017/9/20	JQ-S	情報・通信業	45%	オーディーシー（非上場）
7037	テノ.ホールディングス	2018/12/21	M	サービス業	34%	夢源（非上場）
1431	リブワーク	2019/06/18	マザーズ	建設業	39%	CSホールディングス（非上場）

# 最近の主な従属上場会社（子会社を除く）の完全子会社化事例

銘柄コード	会社名	市場区分	上場廃止日	保有割合	親会社名称
2056	日本配合飼料	市場第一部	2014/9/26	43%	フィード・ワンHD (協同飼料との経営統合)
1834	大和小田急建設	市場第一部	2015/7/29	33%	大和ハウス工業
6053	栄光HD	市場第二部	2015/9/11	30%	進学会HD (非上場)
3331	雑貨屋ブルドッグ	JQ-S	2016/2/25	32%	アクセスHD
4281	D.A.コンソーシアムHD	JQ-S	2018/10/26	44%	博報堂DYメディアパートナーズ
9992	理研グリーン	JQ-S	2019/8/29	36%	クミアイ化学工業



# 最近の主な既上場会社の従属会社化

銘柄コード	会社名	市場区分	支配的な株主	保有割合	実施時期	手法
2830	アヲハタ	市場第二部	キューピー	36%	2014年	TOB（連結子会社化）
6031	サイジニア	マザーズ	ソフトバンク	32%	2015年	大株主からの株式譲渡
4031	片倉コープ	市場第一部	丸紅	32%	2015年	第三者割当
1853	森組	市場第二部	旭化成ホームズ	30%	2016年	大株主からの株式譲渡
7211	三菱自動車	市場第一部	日産自動車	34%	2016年	第三者割当増資
7241	フタバ産業	市場第一部	トヨタ自動車	31%	2017年	第三者割当増資
2607	不二製油G	市場第一部	伊藤忠 フードインベストメント	32%	2017年	TOB
4645	市進HD	JQ-S	学研HD	31%	2017年	大株主からの株式譲渡
7905	大建工	市場第一部	伊藤忠商事	34%	2018年	第三者割当増資
8892	日本エスコン	市場第一部	中部電力	32%	2018年	大株主からの株式譲渡
3864	三菱製紙	市場第一部	王子HD	43%	2019年	第三者割当増資

# 最近の主な上場子会社の完全子会社化

銘柄コード	会社名	市場区分	親会社	実施時期	手法
6910	日立メディコ	市場第一部	日立製作所	2014年	株式交換
6833	日本電産リード	市場第二部	日本電産	2014年	株式交換
6883	日本電産コパル電子	市場第一部	日本電産	2014年	株式交換
4283	パナソニック インフォメーションシステムズ	市場第一部	パナソニック	2015年	株式交換
8178	マルエツ	市場第一部	イオン	2015年	株式移転
8196	カスミ	市場第一部	イオン	2015年	株式移転
1819	日鉄住金テックスエンジ	市場第一部	新日鐵住金	2015年	株式交換
9317	オーナミ	市場第二部	日立造船	2016年	株式交換
8248	ニッセンHD	市場第一部	セブン&アイ・ネットメディア (非上場)	2016年	株式交換
1896	大林道路	市場第一部	大林組	2017年	株式併合
6816	アルパイン	市場第一部	アルプス電気	2018年	株式交換
8274	東武ストア	市場第一部	東武鉄道	2018年	株式等売渡請求
1868	三井ホーム	市場第一部	三井不動産	2018年	株式等売渡請求
7913	図書印刷	市場第一部	凸版印刷	2019年	株式交換
9899	ジョリーパスタ	市場第二部	ゼンショーHD	2019年	株式交換
1722	ミサワホーム	市場第一部	トヨタホーム	2019年	株式交換



# 最近の主な上場子会社のグループ外への売却

銘柄コード	会社名	市場区分	親会社	売却時期	売却先
9086	日立物流	市場第一部	日立製作所	2016年	SGホールディングス
8586	日立キャピタル	市場第一部	日立製作所	2016年	三菱UFJフィナンシャル・グループ
7248	カルソニックカンセイ	市場第一部	日産自動車	2017年	KKR
6581	日立工機	市場第一部	日立製作所	2017年	KKR
6756	日立国際電気	市場第一部	日立製作所	2018年	KKR
7448	ぱど	JQ-S	RIZAPグループ (札証上場)	2019年	個人
6796	クラリオン	市場第一部	日立製作所	2019年	フォルシア (仏上場)